

独立行政法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

平成十八年三月三十一日

内閣総理大臣 小泉純一郎

政令第六十七号

独立行政法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令

内閣は、独立行政法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律（平成十八年法律第二十八号）の施行に伴い、並びに同法附則第八条第三項及び第十項、第九条第三項、第十条並びに第十五条並びに関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

第一章 関係政令の整備（第一条―第二十四条）  
第二章 経過措置（第二十五条―第三十条）  
附則

第一章 関係政令の整備

（船舶安全法施行令及び船舶のトン数の測定に関する法律施行令の一部改正）

第一条 次に掲げる政令の規定中、「独立行政法人海技大学校」を削り、「独立行政法人海員学校」を「独立行政法人海技教育機構」に改める。

一 船舶安全法施行令（昭和九年勅令第十三号）第五条  
二 船舶のトン数の測定に関する法律施行令（平成十二年政令第三百三十二号）本則  
（海難審判法施行令の一部改正）

第二条 海難審判法施行令（昭和二十三年政令第五十四号）の一部を次のように改正する。

第三条第二号中、「独立行政法人海技大学校」を、「独立行政法人海技教育機構」に改める。

第四条第二号中、「独立行政法人海員学校」を、「独立行政法人海技教育機構」に改める。

（国民生活金融公庫法施行令の一部改正）

第二条 国民生活金融公庫法施行令（昭和二十四年政令第二百一十一号）の一部を次のように改正する。

第一条第五号中、「独立行政法人海技大学校、独立行政法人海員学校」を、「独立行政法人海技教育機構」に改める。

（道路運送車両法施行令等の一部改正）

第四条 次に掲げる政令の規定中、「独立行政法人北海道開発土木研究所、独立行政法人海技大学校」を削り、「独立行政法人海員学校」を、「独立行政法人海技教育機構」に改める。

一 道路運送車両法施行令（昭和二十六年政令第二百五十四号）第十四条  
二 地方財政再建促進特別措置法施行令（昭和三十年政令第三百三十三号）第十二条の二  
三 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律施行令（昭和四十一年政令第二百四十八号）第二条第一号  
（国家公務員退職手当法施行令の一部改正）

第五条 国家公務員退職手当法施行令（昭和二十八年政令第二百十五号）の一部を次のように改正する。

第五条の二に次の一号を加える。

三十二 独立行政法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律（平成十八年法律第二十八号）以下、平成十八年独法改革国土交通省関係法整備法」という。附則

第四条第三項の規定により退職手当の算定基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続き在職期間とみなされる平成十八年独法改革国土交通省関係法整備法附則第三条に規定する施行日後の土木研究所等の職員としての在職期間

第九条の四に次の一号を加える。

四十四 平成十八年独法改革国土交通省関係法整備法附則第八条第一項の規定により解散した旧独立行政法人北海道開発土木研究所

（放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令の一部改正）

第六条 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令（昭和三十五年政令第二百十九号）の一部を次のように改正する。

第三十一条第二項第二十六号を次のように改める。

二十六 独立行政法人海技教育機構  
（障害者の雇用の促進等に関する法律施行令等の一部改正）

第七条 次に掲げる政令の規定中、「独立行政法人海員学校、独立行政法人海技大学校」を、「独立行政法人海技教育機構」に改め、「独立行政法人北海道開発土木研究所」を削る。

一 障害者の雇用の促進等に関する法律施行令（昭和三十五年政令第二百九十二号）別表第二第二号  
二 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行令（昭和五十一年政令第二百五十二号）附則第二項第二号  
三 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律第二条第二項の法人を定める政令（平成十二年政令第五百五十六号）第一号  
（プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律施行令の一部改正）

第八条 プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律施行令（昭和六十一年政令第二百八十七号）の一部を次のように改正する。

別表第四十三号及び第四十四号を次のように改める。

四十三及び四十四 削除

四十六 独立行政法人海技教育機構  
（研究交流促進法施行令の一部改正）

第九条 研究交流促進法施行令（昭和六十一年政令第三百四十五号）の一部を次のように改正する。

別表の七の項第二十三号から第三十二号までを次のように改める。

二十三から三十二まで 削除  
（消費税法施行令の一部改正）

第十条 消費税法施行令（昭和六十三年政令第三百六十号）の一部を次のように改正する。

第十六条第一号中、「独立行政法人海技大学校法（平成十一年法律第二百二十二号）に規定する独立行政法人海技大学校、独立行政法人海員学校法」を、「独立行政法人海技教育機構法」に、「独立行政法人海員学校及び」を、「独立行政法人海技教育機構の施設及び」に改める。

（大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律施行令の一部改正）

第十一条 大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律施行令（平成十年政令第二百六十五号）の一部を次のように改正する。

別表第二第四十二号から第四十四号までを次のように改める。

四十二 削除  
四十三 独立行政法人航海訓練所  
四十四 独立行政法人海技教育機構  
（産業技術力強化法施行令の一部改正）

第十二条 産業技術力強化法施行令（平成十二年政令第二百六号）の一部を次のように改正する。

別表第四十五号から第四十七号までを次のように改める。

四十五 削除  
四十六 独立行政法人航海訓練所  
四十七 独立行政法人海技教育機構